**○　○　区　規　約**

**第１章　総則**

　（目的）

　第１条　本会は、地域住民の親睦を図ると共に市当局の末端の諸通達等を密接にする機関

　　　　とする。また、教養の向上、並びに共同福祉の増進を図ることを目的とし、以下に

　　　　掲げるような共同活動を行う。

　　　（１）文化、教養、体育に関すること。

　　　（２）施設及び環境衛生に関すること。

　　　（３）公共物の管理維持に関すること。

　　　（４）地域住民の親睦に関すること。

　　　（５）他の団体等との連絡協議に関すること。

　　　（６）行政等からの諸連絡事項等通達に関すること。

　　　（７）その他、区内の住民福祉の向上に関すること。

　（名称）

　第２条　本会は、○○区と称する。

　（区域）

　第３条　本会の区域は、小美玉市○○の別紙の地図に示す区域とする。

　　　２　本会の円滑な運営を図るために区内の地域を分け、班を設ける。班の区域は別に

　　　　定める。

　（事務所）

　第４条　本会の事務所は、区長宅に置く。

**第２章　会員**

　（会員）

　第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする｡

　（賛助会員）

　第６条　第３条に定める区域にある法人・個人事業者等で、会の目的に賛同する者は賛助

　　　　会員として本会に加入することが出来る。

　　　２　賛助会員は本会の活動を賛助する会員であり表決権を有しないものとする。

　（入会）

　第７条　本会への入会は世帯単位とし、世帯代表が本会に入会したときは、その世帯に属

　　　　する個人全員を会員とする。

　　　２　本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を区長に提出しなければな

　　　　らない｡

　　　３　本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではな

　　　　らない。

　　　４　本会の会員は、いづれかの班に属する。

　（退会等）

　第８条　会員が次の各号の一つに該当する場合には退会したものとする。

　　　（１）第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

　　　（２）世帯代表又は賛助会員より別に定める退会届が区長に提出された場合

　　　２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する｡

　（会費）

　第９条　会費は、一世帯当り又は一賛助会員当り年間○○円とし会費の納入は４月３０

　　　　日までとする。

　　　２　９月以前の新入会世帯又は賛助会員の会費は、○○円、１０月以降の新入会世帯

　　　　又は賛助会員の会費は、○○円とする。

　　　３　特別な事情がある場合には、役員会で協議し、支払いの減免あるいは支払い期限

　　　　の猶予を行うことができる。

**第３章　役員**

　（役員の種別）

　第１０条　本会に、次の役員を置く。

　　　（１）区長　　　１名

　　　（２）副区長　　２名以上

　　　（３）書記　　　１名以上

　　　（４）会計　　　２名以上（正：１名、副１名以上）

　　　（５）監事　　　２名以上

　　　（６）班長　　　各班１名

　　　（７）事業部長　若干名

　　　（８）相談役　　若干名

　（役員の選任）

　第１１条　区長は、該当班で推薦し、総会において決定する。世帯数が３０以上の班は、

　　　　　一巡の中で区長を２回推薦する。なお、班の分割は、可能とする。

　　　　　区長推薦の順番は、別に定める。

　　　　２　副区長、書記、及び会計は、区長が任命し、総会において承認する。

　　　　３　監事は、前役員が推薦し、総会において決定する。

　　　　４　監事と区長、副区長及びその他の役員は、相互に兼ねることができない。

　　　　５　班長は、班員の互選により選任する。

　　　　６　第１条の目的を遂行するために、役員会は必要な数の事業部長を任命すること

　　　　　が出来る。

　　　　７　区長は、必要に応じて役員会の承認を得て、相談役を任命することが出来る。

　（役員の職務）

　第１２条　区長は、本会を代表し、会務を総括する。

　　　　２　副区長は、区長を補佐し、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、区

　　　　　長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

　　　　３　書記は、本会に関する会務の記録業務を遂行する。

　　　　４　会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

　　　　５　監事は、次に掲げる業務を行う。

　　　　　（１）本会の会計及び資産の状況を監査すること。

　　　　　（２）区長、副区長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

　　　　　（３）会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、

　　　　　　　これを総会に報告すること。

　　　　　（４）前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求する

　　　　　　　こと。

　　　　６　班長は、班を代表し、役員会の決定事項を班員に伝えると共に班員の意見を役

　　　　　員会に反映させる。

　　　　７　事業部長は、役員会から依頼された事業について企画立案し、事業実施にあた

　　　　　って、その業務を総括する。

　　　　８　相談役は、役員会に出席して、会務全般について意見を述べることが出来る。

　（役員の任期）

　第１３条　班長を除く役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

　　　　２　班長の任期は、各班の意志により決定する。

　　　　３　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする｡

　　　　４　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職

　　　　　務を行わなければならない。

**第４章　総会**

　（総会の種別）

　第１４条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

　（総会の構成）

　第１５条　総会は、会員をもって構成する。

　（総会の権能）

　第１６条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決

　　　　　する。

　（総会の開催）

　第１７条　通常総会は、毎年度決算終了後１箇月以内に開催する。

　　　　２　臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

　　　　　（１）区長が必要と認めたとき。

　　　　　（２）全世帯の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

　　　　　（３）第１２条第５項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

　（総会の招集）

　第１８条　総会は、区長が招集する。

　　　　２　区長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その

　　　　　請求のあった日から２０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

　　　　３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所

　　　　　を示して、開会の日の１０日前までに文書をもって通知しなければならない。

　（総会の議長）

　第１９条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

　（総会の定足数）

　第２０条　総会は、全世帯の３分の２以上の出席がなければ、開会することができない。

　（総会の議決）

　第２１条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって

　　　　　決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　（会員の議決権）

　第２２条　会員は、総会において、一世帯当り１箇の表決権を有する。

　　　　２　一世帯当り複数の会員が総会に出席することを拒まない。

　（総会の書面表決等）

　第２３条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員世帯は､あらかじめ通知され

　　　　　た事項についての表決権の行使を総会で選出された議長に書面をもって委任する

　　　　　ことができる。

　　　　２　前項の場合における第２０条及び第２１条の規定の適用については、その会員

　　　　　世帯は出席したものとみなす。

　（総会の議事録）

　第２４条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　　　（１）日時及び場所

　　　（２）会員世帯の現在数及び出席世帯数（表決委任世帯を含む）

　　　（３）開催目的、審議事項及びその結果

　　　（４）議事の経過の概要及びその結果

　　　（５）議事録署名人の選任に関する事項

　　　　２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署

　　　　　名押印をしなければならない。

**第５章　役員会**

　（役員会の構成）

　第２５条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

　（役員会の権能）

　第２６条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

　　　（１）総会に付議すべき事項

　　　（２）総会の議決の執行に関する事項

　　　（３）その他総会の議決を要しない会務に関する事項

　（役員会の招集等）

　第２７条　役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

　　　　２　区長は、役員の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもっ

　　　　　て招集の請求があったときは、その請求のあった日から１４日以内に役員会を招

　　　　　集しなければならない。

　（役員会の議長）

　第２８条　役員会の議長は、区長がこれに当る。

　（役員会の定足数等）

　第２９条　役員会には、第２０条、第２１条及び第２３条の規定を準用する。この場合に

　　　　　おいて、これらの規定中「総会」とあるのは、「役員会」と、「会員」又は「世帯」

　　　　　とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

**第６章　資産及び会計**

　（資産の構成）

　第３０条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する｡

　　　（１）別に定める財産目録記載の資産

　　　（２）会費

　　　（３）活動に伴う収入

　　　（４）資産から生ずる果実

　　　（５）その他の収入

　（資産の管理）

　第３１条　本会の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

　（資産の処分）

　第３２条　本会の資産で第３０条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるもの

　　　　　を処分し、又は担保に供する場合には、総会において３分の２以上の議決を要す

　　　　　る。

　（経費の支弁）

　第３３条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

　（事業計画及び予算）

　第３４条　本会の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決

　　　　　を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

　　　　２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない

　　　　　場合には、区長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算

　　　　　を基準として収入支出をすることができる。

　（事業報告及び決算）

　第３５条　本会の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支計算書、財産目録等とし

　　　　　て作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後１月以内に総会の承認を受けな

　　　　　ければならない。

　（会計年度）

　第３６条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、３月３１日に終わる。

**第７章　規約の変更及び解散**

　（規約の変更）

　第３７条　この規約は、総会において総会員世帯の４分の３以上の議決を得、かつ、小美

　　　　　玉市長の許可を受けなければ変更することはできない。

　（解散）

　第３８条　本会は、地方自治法第２６０条の２０第２号から第５号の規程により解散する。

　　　　２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員世帯の４分の３以上の承認を得

　　　　　なければならない。

　（残余財産の処分）

　第３９条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員世帯の４分の３以

　　　　　上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

**第８章　雑則**

　（備付け帳簿及び書類）

　第４０条　本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会の議

　　　　　事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及

　　　　　び書類を備えておかなければならない。

　（委任）

　第４１条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、区長が別に定める。

附則

　１　本規約の規定事項以外の特別な事態が生じた場合は、その都度役員会において審議し、

　　決定する。

　２　この規約は、平成２７年４月１日 から施行する。